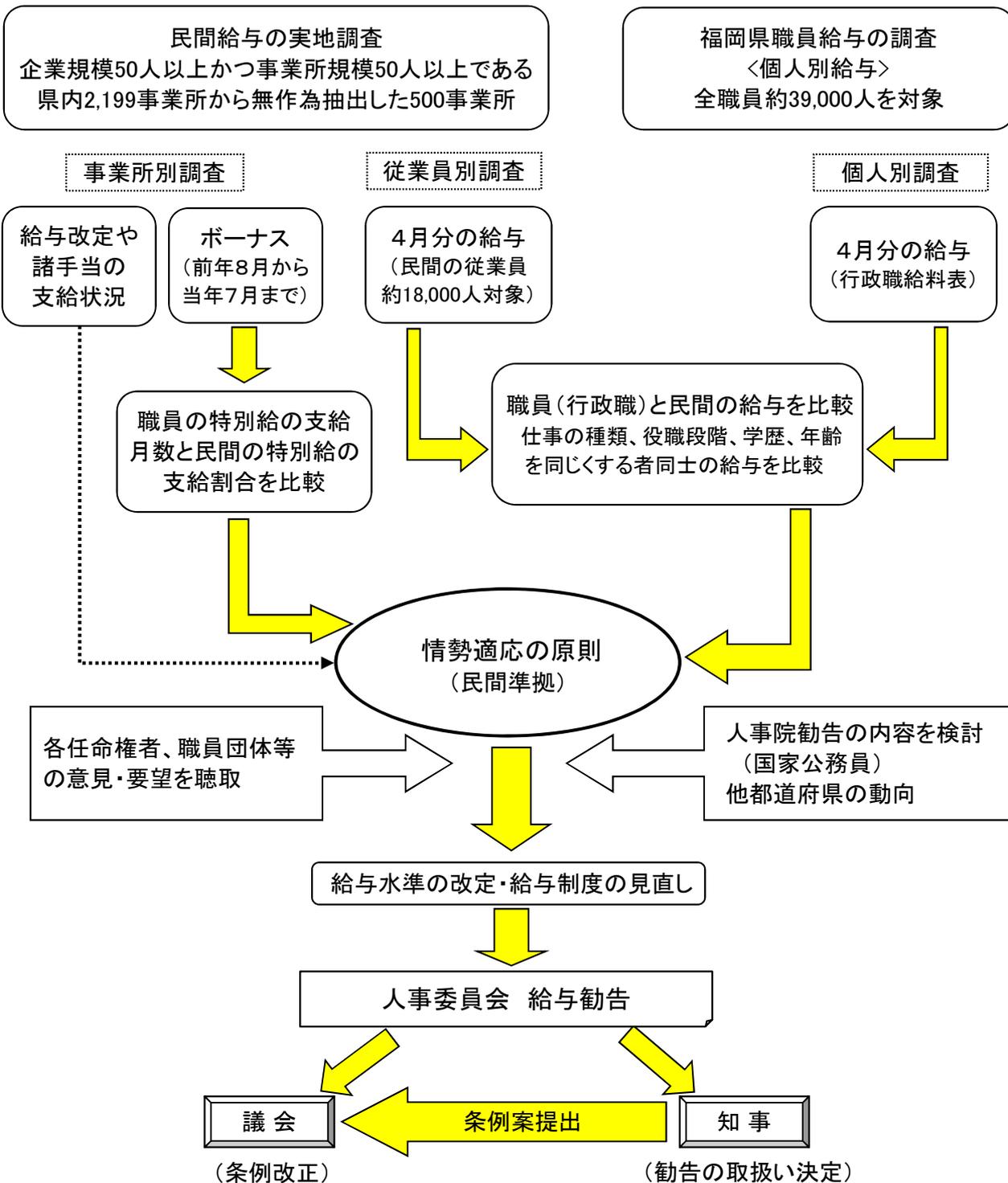


◎ 給与勧告の手順

福岡県人事委員会では、福岡県職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を解消することを基本に勧告を行っています。

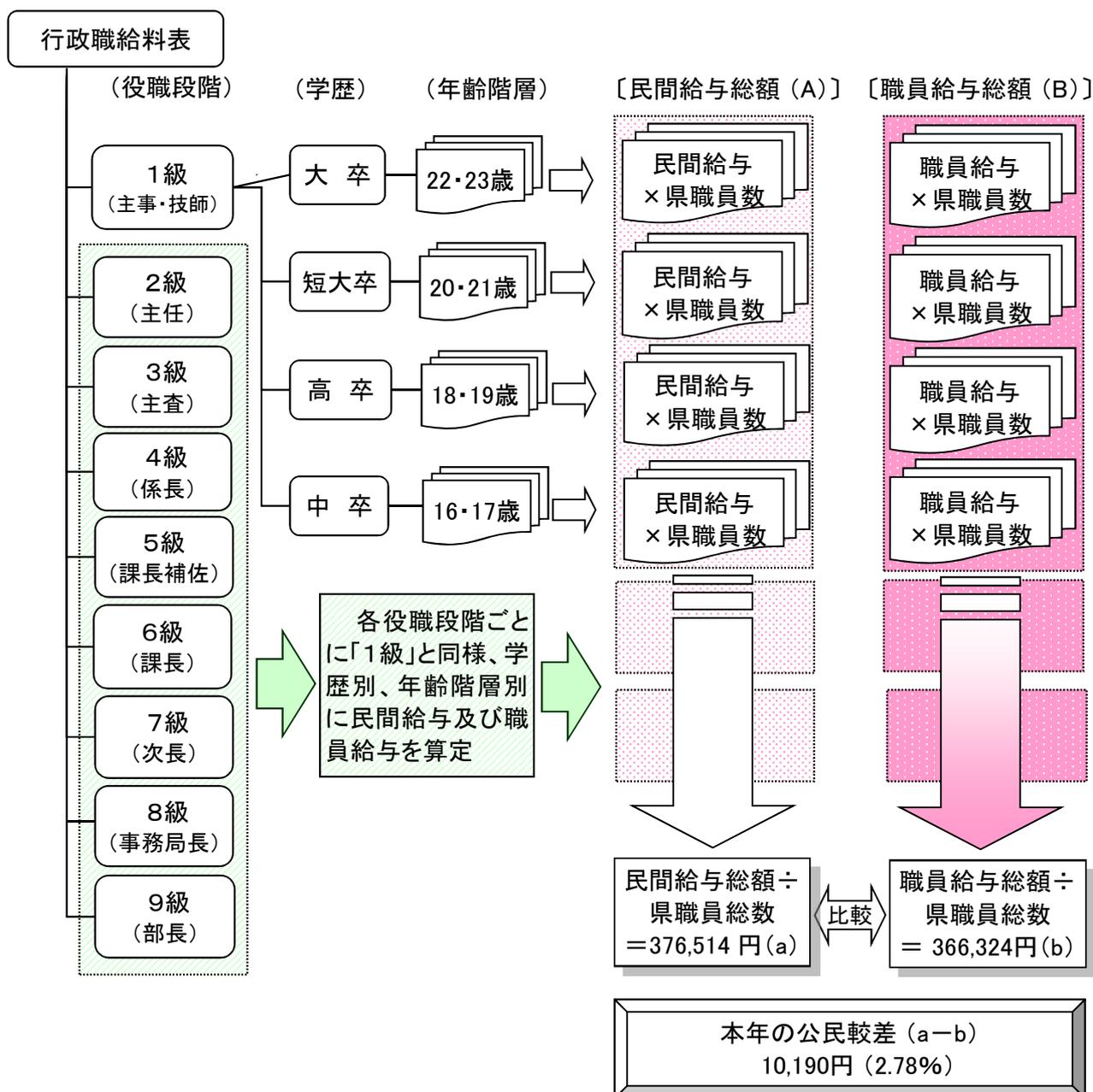
また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



◎ 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

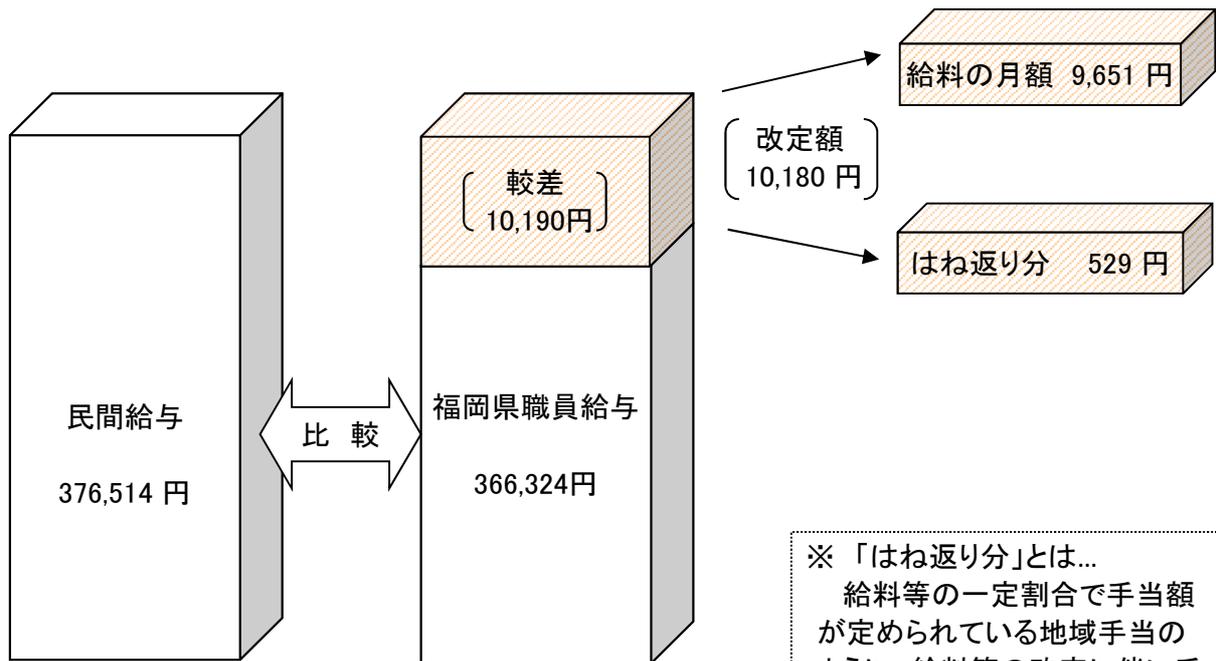
月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の福岡県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



◎ 民間給与との較差に基づく給与改定

本年4月の民間給与との較差(10,190円(2.78%))の解消を図るため、以下のとおり、給料月額等の引上げを行うこととしました。



※ 「はね返し分」とは...
給料等の一定割合で手当額が定められている地域手当のように、給料等の改定に伴い手当額が増減する分をいう。